

令和5年11月1日

新入社員安全衛生教育（雇入れ時安全衛生教育）の開催について（お知らせ）

加古川労働基準協会

事業者は、労働安全衛生法第59条1項の規定により、新たに採用した者に雇入れ時の安全衛生教育を実施することが義務づけられています。また既に働いている労働者であっても作業内容を変更したときも同様に、雇入れ時教育と同内容の安全衛生教育を実施することも義務づけられています。

加古川労働基準協会では、令和6年度より関係法令に適合した内容の新入社員安全衛生教育を新たに実施致します。

つきましては、新入社員に安全で安心な社会生活の第一歩をスタートさせるためにも是非とも当教育を受講されることをお勧めいたします。

記

- 1 日 時 令和6年4月16日（火）9:00～
- 2 場 所 加古川市民会館 大会議室
- 3 定 員 60名
- 4 内 容 下記「新入社員安全衛生教育カリキュラム」参照
- 5 その他 ① 申込み方法は通常の講習と同じですが、予約期間を早めます。
予約 令和5年12月から 申込 令和6年3月から
② 費用 8,118円 受講料：7,150円 テキスト代：968円（税込み）

【参考】 新入社員安全衛生教育カリキュラム

内 容	時 間	
受付・オリエンテーション	9:00～ 9:20	
仕事の基本 職場の安全衛生管理体制	9:20～10:20 (1H)	
安全な仕事の基本 安全な仕事の進め方	10:30～14:40 (3H)	昼休憩 11:50～12:40 途中休憩 10分 2回
安全で快適な環境 健康管理	14:50～17:00 (2H)	途中休憩 10分 1回
修了証交付	17:00～	